

1. (情報提供)阿武隈川緊急治水対策の整備状況
2. 合同説明会及び陳情書に関する事項
 - ・令和2年8月29日合同説明会での質疑に関する回答
 - ・令和3年5月10日付け陳情書に対する回答
 - ・令和3年6月23日付け陳情書に対する回答

令和 3年 11月 13日
国土交通省 東北地方整備局
福島河川国道事務所

1. 阿武隈川緊急治水対策の整備状況(河道掘削等の状況)



写真①: 郡山市阿久津町(河道掘削)



写真②: 郡山市田村町金屋(除草・伐採)



1. 阿武隈川緊急治水対策の整備状況(上流遊水地群整備)

阿武隈川ニュース 第7号 令和3年6月

—阿武隈川緊急治水対策プロジェクト—

「阿武隈川上流遊水地群整備事業に係る計画の提案説明会」開催報告

阿武隈川緊急治水対策プロジェクトの一環として、3町村(鏡石町、矢吹町、玉川村)を対象として検討を進めてまいりました遊水地群整備事業の範囲(案)を提案させていただき、地域の皆さまより、ご意見を伺う説明会を開催いたしました。お忙しい中、説明会にご参加いただきました皆さまには、誠にありがとうございました。説明会の開催状況・説明内容・ご質問・ご意見につきまして、報告させていただきます。阿武隈川沿川に住む皆さまの、安心・安全な暮らしの実現に向け、提案させていただきました治水対策へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

■鏡石町実施状況

〔開催日時・参加者〕			
①	R3.6.4(金)	19:00~	36名
②	R3.6.5(土)	15:00~	18名
③	R3.6.5(土)	19:00~	37名
参加者合計 91名			
〔開催場所〕 鏡石町成田構造改善センター			



■矢吹町実施状況

〔開催日時・参加者〕			
①	R3.6.1(火)	19:00~	33名
②	R3.6.2(水)	19:00~	19名
③	R3.6.3(木)	19:00~	20名
参加者合計 72名			
〔開催場所〕 三城目集落センター			



■玉川村実施状況

〔開催日時・参加者〕			
①	R3.5.28(金)	15:00~	38名
②	R3.5.28(金)	19:00~	27名
③	R3.5.31(月)	15:00~	37名
④	R3.5.31(月)	19:00~	51名
参加者合計 153名			
〔開催場所〕 たまか文化体育館			



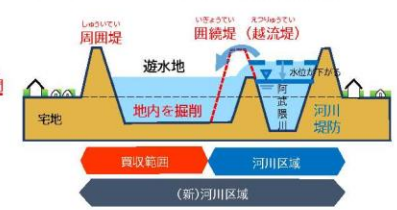
抜本的治水対策の提案(遊水地計画・範囲の提案)



<遊水地整備後 イメージ図>



<遊水地整備方法「全面買収方式」>



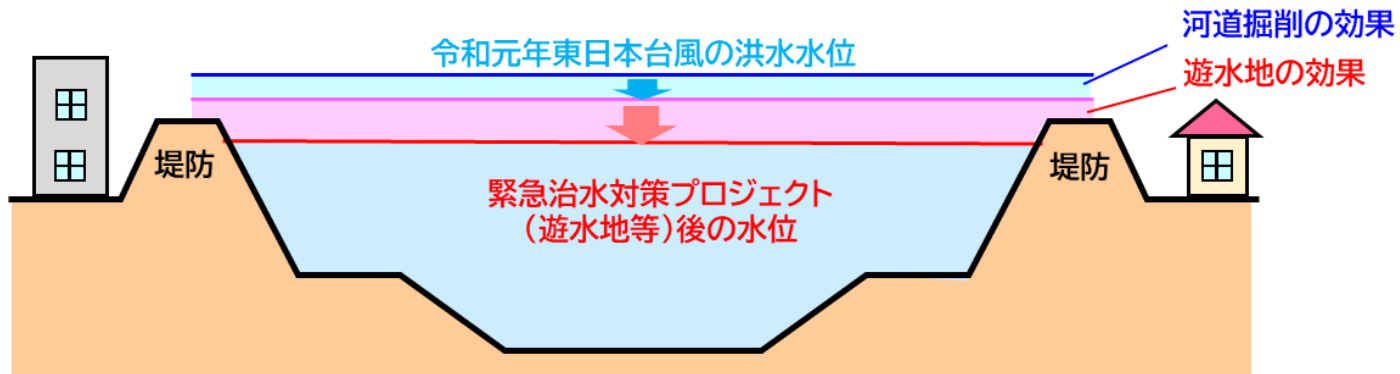
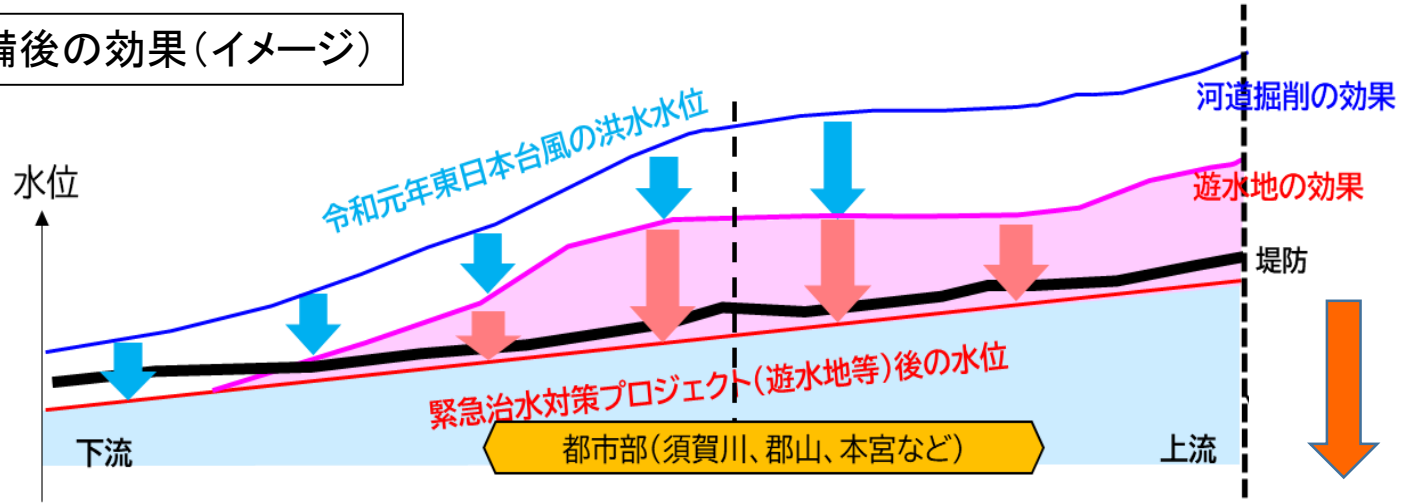
この地域の氾濫しやすい地形特性を踏まえ、東日本台風規模の洪水に対応できる治水対策の検討を進めた結果、洪水防御・洪水調節のため、最大限実施可能な規模の遊水地を整備することが、最も効果的との結論に至りました。既往洪水による浸水実績範囲を踏まえ、可能な限り治水容量を確保するために地内を掘削する必要があり、遊水地内は「全面買収方式」としたい考えです。遊水地群を整備し、人命が失われることを避け、床上浸水などの生活再建が困難となる被害を避けるため、水害が頻発する地区から移転いただくことが、この地域における最善の治水対策と考え、提案させていただきました。

(中面)今後の予定、質問回答、計画検討範囲詳細合わせてご覧下さい。▶▶

1. 阿武隈川緊急治水対策の整備状況(上流遊水地群整備)

河道掘削と遊水地整備により、東日本台風と同等規模の洪水が発生した場合においても、堤防越水を防ぎます。

遊水地整備後の効果(イメージ)



2. 合同説明会及び陳情書に関する事項

- ・令和2年8月29日合同説明会質疑事項
- ・令和3年6月23日付け陳情書質問事項(12)

○阿武隈川の特性について

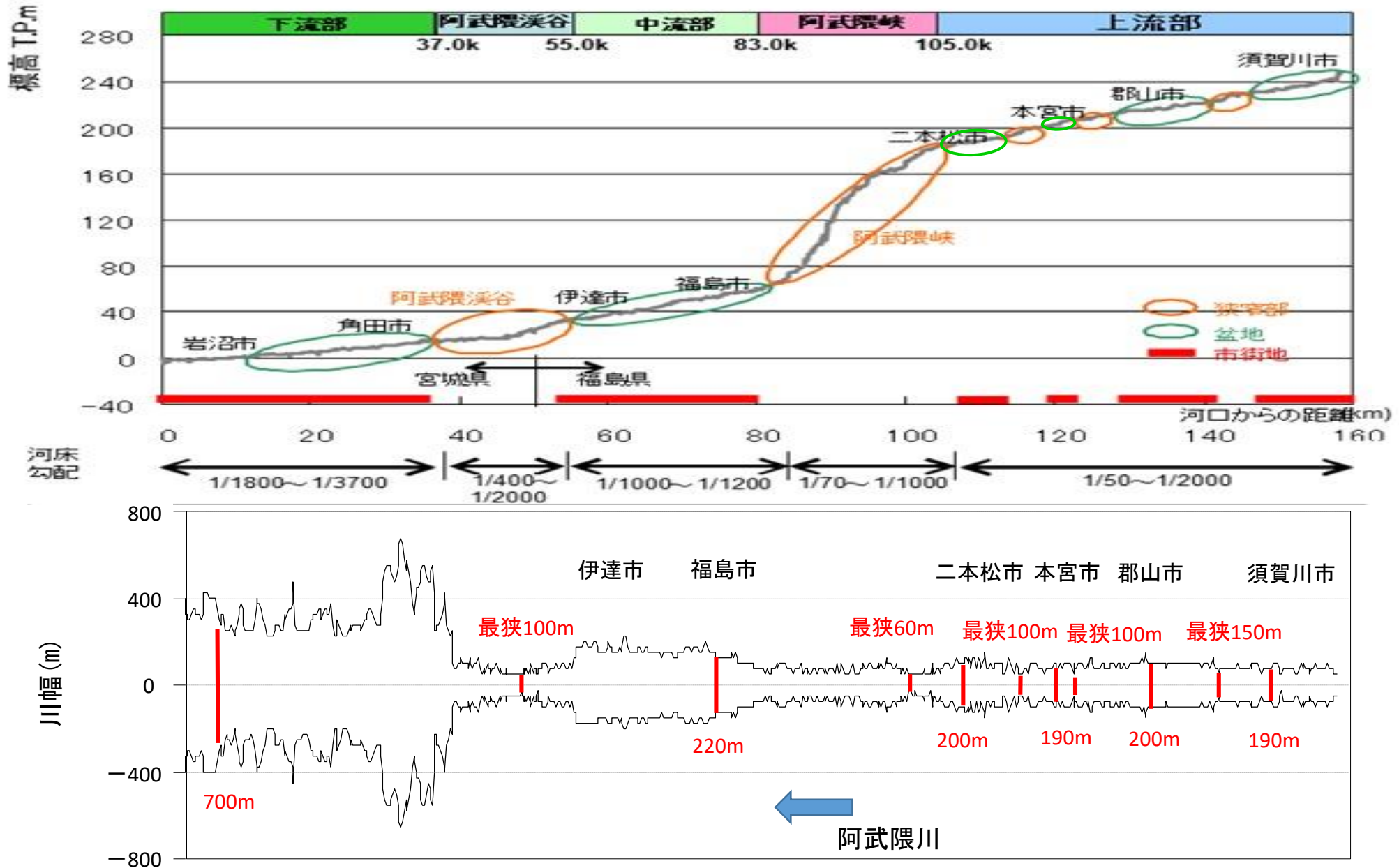
- ①阿武隈川狭窄部について、横断面図に川幅の具体的な数値を記入してわかりやすい資料にして、次回の説明会で説明してほしい。
- ②阿武隈川の川幅(横断長)、河床の標高を千曲川の事例のようにイラストなどを作成して説明すること。

【回 答】

資料のとおりです。

注) 質疑・質問事項を要約しています。

2. 合同説明会及び陳情書に関する事項



2. 合同説明会及び陳情書に関する事項

- ・令和3年5月10日付け陳情書事項5. 6
- ・令和3年6月23日付け陳情書質問事項(3)(4)(7)

○排水ポンプ場の運転調整について

- ①国土交通省が平成13年6月27日に発出した排水ポンプ場運転調整に係る通知内容と運転調整のルールについて説明すること。
- ②東北地方整備局において運転調整ルールが策定されていない理由を説明すること。
- ③運転調整に係る郡山市との協議経過と国の事務に瑕疵がないかを説明すること。
- ④令和元年東日本台風時において排水ポンプ場の操作に係る郡山市への連絡内容を説明すること。

【回答】

①通知内容と運転調整ルールについて

平成12年の東海豪雨においては、内水被害や河川の堤防決壊など甚大な浸水被害が発生しました。また、堤防決壊等甚大な被害を回避するためのポンプ場の運転調整（排水先河川の出水状況による運転停止等）を行えなかった施設があるなど、洪水時等の施設管理の課題が浮き彫りになったところです。

このため、国が管理する排水ポンプ場の運転については運転調整等の適切な措置が講じられるよう努めること、及び許可工作物（河川管理者以外の者が管理している施設）の管理者に対してもこの趣旨を徹底するよう指導することが盛り込まれたものです。

運転調整ルールは、運転の停止や再開の条件、情報伝達手段や連絡体制などを関係者と調整し決めるものです。

注) 質疑・質問事項を要約しています。

2. 合同説明会及び陳情書に関する事項

排水ポンプ場の運転調整ルール

- 近年、我が国においては、これまで経験したことのない規模の大雨や集中豪雨により堤防が決壊するなど、河川が氾濫し、大規模な浸水が発生。

このような破堤等による壊滅的な被害を回避するため、

- 河川的能力を超えるような出水に対して、ダム、調節池、排水機場等の河川管理施設、さらには下水道施設などの許可工作物も含む施設の総合的な運用を行うことが必要。

- 排水ポンプの運転調整の原則

⇒ 排水ポンプの運転調整は、河川の破堤による壊滅的な被害を回避し、氾濫域全体として浸水被害レベルを最小化するため、破堤・氾濫する危険のある水位になった場合に停止させることを原則とする。

⇒ 運転調整ルールについては、河川管理者、下水道管理者等の排水ポンプの管理者が、大規模出水という異常事態を想定し、破堤回避を前提にした排水ポンプの運転調整の原則に則って事前に定める。

今後の取り組み

- ・ 現在、各許可工作物管理者と運転調整ルールを策定できるよう協議をおこなっている。
- ・ 関係機関で合意形成のうえ、運転調整ルールを操作要領に定めていく。

2. 合同説明会及び陳情書に関する事項

○排水ポンプ場の運転調整について

- ①国土交通省が平成13年6月27日に発出した排水ポンプ場運転調整に係る通知内容と運転調整のルールについて説明すること。
- ②東北地方整備局において運転調整ルールが策定されていない理由を説明すること。
- ③運転調整に係る郡山市との協議経過と国の事務に瑕疵がないかを説明すること。
- ④令和元年東日本台風時において排水ポンプ場の操作に係る郡山市への連絡内容を説明すること。

【回 答】

②東北地方整備局において調整ルールが策定されていない理由

排水ポンプ場の運転調整ルールについては、関係機関と合意形成を図り、排水ポンプ場管理者において、運転調整ルールに基づいた操作規則を策定することになっており、東北地方整備局が策定することはありません。

③郡山市との協議経過と国の事務の瑕疵の有無

国は郡山市と排水ポンプ場の運転調整ルールの策定に向けて、平成29年度から協議を実施しており、引き続き協議を継続していく予定です。

④郡山市への連絡内容

H.W.L(計画高水位)を超えたタイミングで国管理の排水機場(ポンプ場)は運転停止する旨を連絡。あわせて、はん濫の危険性が高まっていること等の注意喚起を行いました。

注) 質疑・質問事項は要約しています。

2. 合同説明会及び陳情書に関する事項

・令和3年6月23日付け陳情書質問事項(1)

○事務所HPに「計画高水位(けいかくこうすいい)」のイラストが掲載されているので、説明すること。

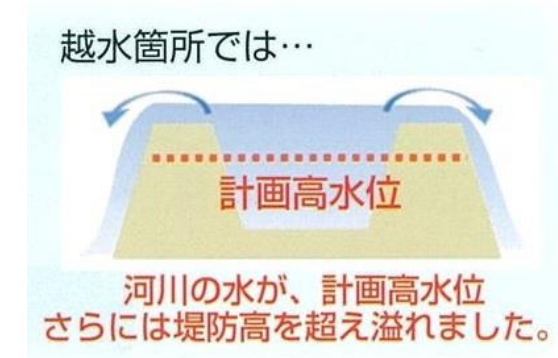
【回 答】

計画高水位とは、計画高水流量が河川改修後の河道断面(計画断面)を流下するときの水位です。

川の中の水を安全に流すことができる最高水位でもあります。この水位を上回る洪水では、堤防が危険な状態になることを意味します。

なお、計画の堤防高は、計画高水位に異常出水や波浪など一時的な水位上昇を考慮した計画余裕高を加えたものになります。

※計画高水位はH. W. L(ハイウォーターレベル)とも言います。



出典: 福島河川国道事務所HP

注) 質疑・質問事項は要約しています。

2. 合同説明会及び陳情書に関する事項

・令和3年6月23日付け陳情書質問事項(2)

○重要水防箇所とは何か、また重要水防の堤防高、堤防断面とは何か説明すること。

【回 答】

資料のとおりです。

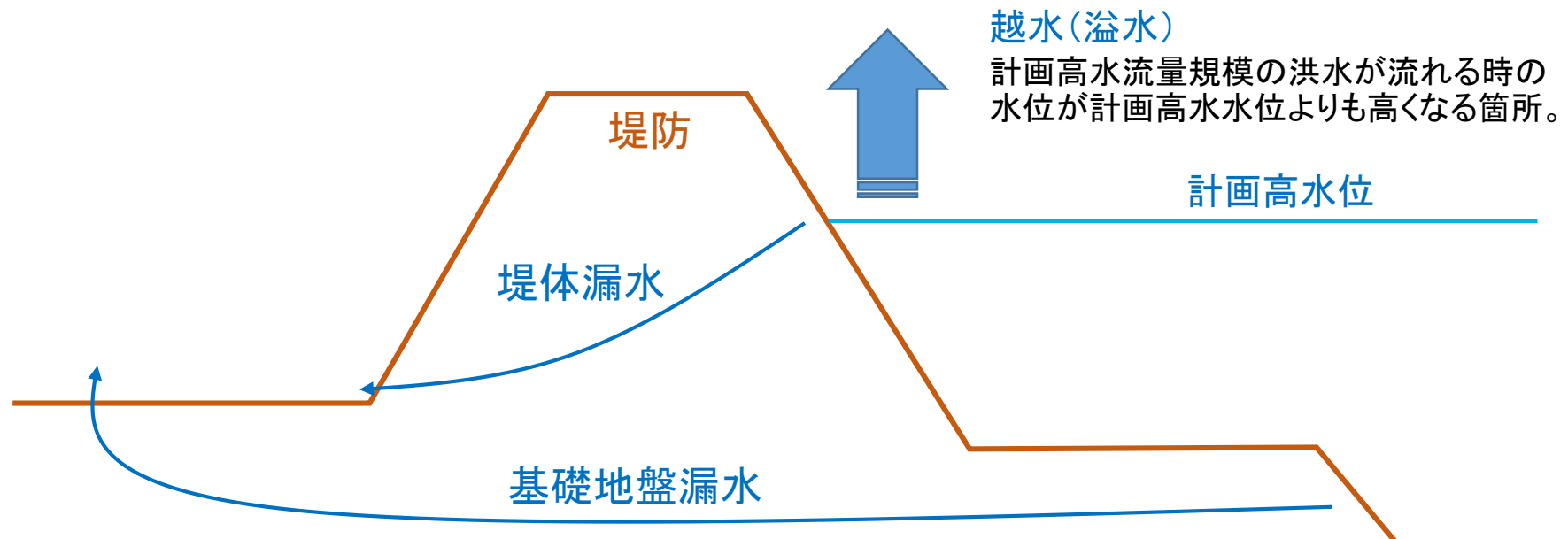
毎年、水防管理者や水防団などと合同で重要水防箇所の点検(確認)を実施しています。

評定基準が変更となり、R3年度に見直いたしました。

・堤防高⇒越水(溢水)

・堤防断面、法崩れ・すべり、漏水⇒堤体漏水、基礎地盤漏水

注) 質疑・質問事項は要約しています。

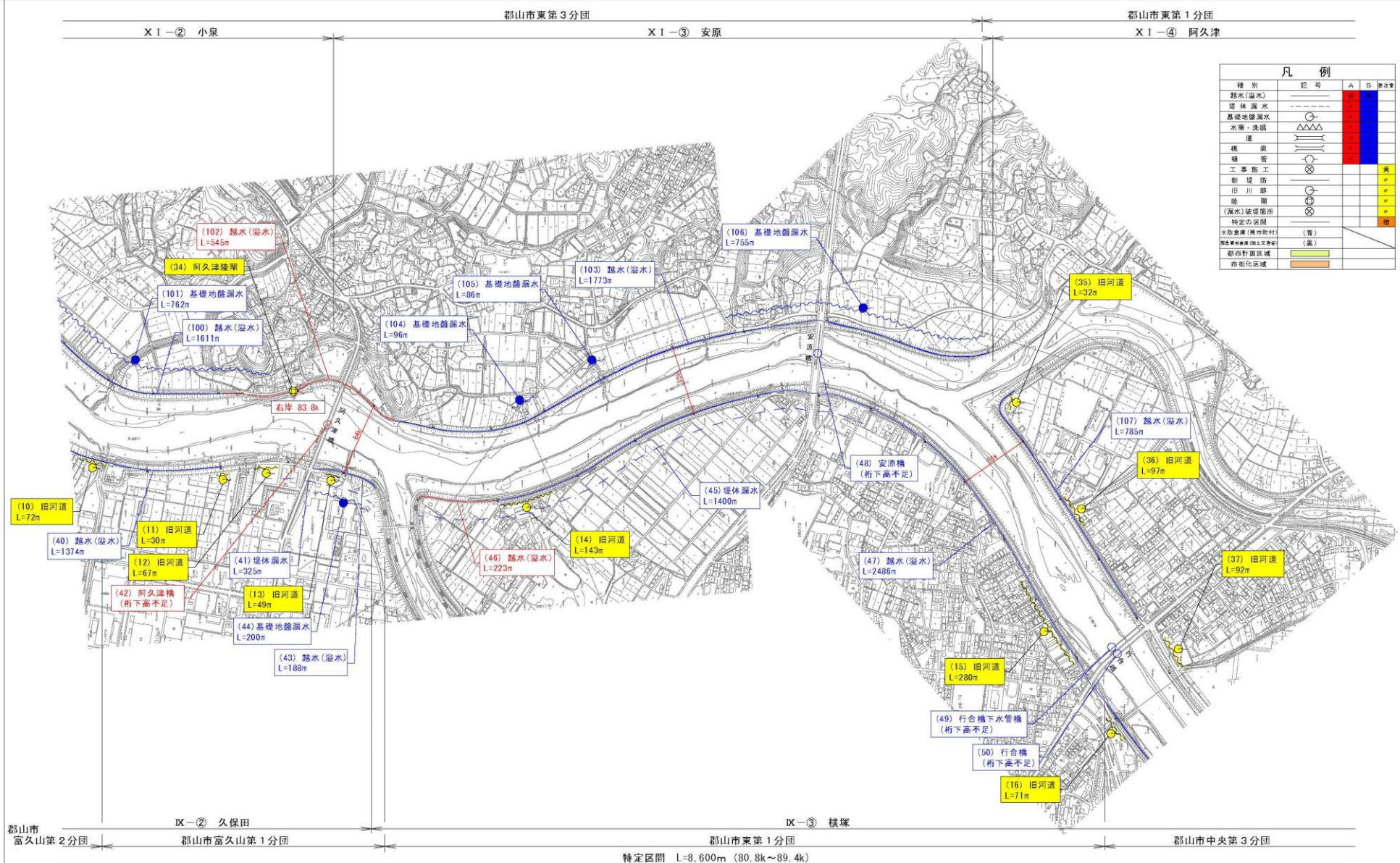


2. 合同説明会及び陳情書に関する事項

重要水防箇所とは、洪水時の堤防等の監視、巡視、水防活動において、特に注意する必要がある箇所をいいます。評価基準が変更となり、R3年度に見直しいたしました。

従来評価基準(旧)			変更評価基準(新)		
種別	重要度 A (水防上最も重要な区間)	重要度 B (水防上重要な区間)	種別	重要度 A (水防上最も重要な区間)	重要度 B (水防上重要な区間)
堤防高	計画している洪水が流れてきた場合に、堤防が低いためあふれる箇所。	計画としている洪水が流れてきた場合に、あふれることはないが、必要な余裕高(計画の堤防高と洪水の水位との差)がとれない箇所。	越水(溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。
堤防断面	現在の堤防の断面又は天端幅が、計画の半分に満たない箇所。	現在の堤防の断面積あるいは天端の幅が、計画に対して足りないが半分以上はある箇所。	堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所等。 ※一部省略	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所等。 ※一部省略
法崩れすべり	過去に堤防の斜面が崩れたことがあるが、まだその対策が十分でない箇所。	過去に堤防の斜面が崩れたことがあり対策が施されているが、まだ完了していない箇所。 過去に堤防の斜面が崩れたことはないが、崩れる可能性がある箇所で、まだその対策が十分でない箇所。			
漏水	過去に漏水が起きたことがあるが、まだその対策が充分でない箇所。	過去に漏水が起きたことがあり対策が施されているが、まだ完了していない箇所。 過去に漏水が起きたことはないが、その可能性がある箇所で、まだその対策が十分でない箇所。 ※一部省略	基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所等。 ※一部省略	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関係する変状が集中している箇所等。 ※一部省略

2. 合同説明会及び陳情書に関する事項



出典: 福島河川国道事務所HP

2. 合同説明会及び陳情書に関する事項

・令和3年6月23日付け陳情書質問事項(5)

○令和元年東日本台風による阿武隈川の水の色と逢瀬川、笹原川の水の色の違いは何か説明すること。

【回 答】

洪水時の濁りは、山地などの土砂が流れることに起因するものと考えられ、本川と支川の濁りの違いは、流域の地質や土地利用の違いなどが要因と考えられます。

注) 質疑・質問事項は要約しています。

出水状況



阿武隈川と逢瀬川の合流点（郡山市富久山町久保田周辺）

出水状況



阿武隈川と笹原川の合流点（郡山市安積町日出山周辺）

2. 合同説明会及び陳情書に関する事項

・令和3年6月23日付け陳情書質問事項(6)

○令和元年東日本台風において水防法に基づく郡山市への洪水予報の通知状況(内容や手段など)や郡山市長の反応を説明すること。

【回 答】

水防法第十三条の四に基づき、氾濫注意水位情報(氾濫注意水位到達)や氾濫危険情報(氾濫危険水位到達)などを電子メールにて、自治体へ送付(通知)しています。

なお、通知に加えホットラインで直接市町村長への情報伝達なども行っておりますが、避難指示の検討や破堤を心配される発言がありました。

注) 質疑・質問事項は要約しています。

洪水予報発表一覧表

阿武隈川上流洪水予報(福島河川国道事務所と福島地方気象台の共同発表)

発表時刻	発表番号	標 題	内 容
12日 19時 10分	第1号	阿武隈川上流氾濫注意情報	須賀川水位観測所で氾濫注意水位到達
12日 20時 10分	第2号	阿武隈川上流氾濫警戒情報	須賀川水位観測所で氾濫危険水位到達見込等
12日 22時 00分	第3号	阿武隈川上流氾濫危険情報	須賀川水位観測所で氾濫危険水位到達等
12日 22時 40分	第4号	阿武隈川上流氾濫危険情報	阿久津水位観測所で氾濫危険水位到達等
12日 23時 10分	第5号	阿武隈川上流氾濫危険情報	福島水位観測所で氾濫危険水位到達等
13日 00時 10分	第6号	阿武隈川上流氾濫発生情報	須賀川市江持右岸付近で氾濫発生
13日 00時 50分	第7号	阿武隈川上流氾濫発生情報	阿久津橋下流右岸付近で氾濫発生
13日 01時 20分	第8号	阿武隈川上流氾濫発生情報	本宮市中篠左岸付近で氾濫発生
13日 01時 40分	第9号	阿武隈川上流氾濫発生情報	郡山市石淵町左岸付近で氾濫発生
13日 06時 30分	第10号	阿武隈川上流氾濫発生情報	伊達市五十沢左岸付近で氾濫発生
13日 10時 20分	第11号	阿武隈川上流氾濫発生情報	須賀川市和田左岸付近で氾濫発生
13日 13時 20分	第12号	阿武隈川上流氾濫発生情報	郡山市田村町御代田字古町付近で氾濫発生
14日 14時 20分	第13号	阿武隈川上流氾濫注意情報解除	阿武隈川上流で氾濫注意水位を下回る

出典: 福島河川国道事務所HP

2. 合同説明会及び陳情書に関する事項

阿武隈川上流氾濫警戒情報

阿武隈川上流洪水予報第2号
洪水警戒(発表)
令和元年10月12日20時10分
福島河川国道事務所 福島地方気象台 共同発表

洪水予報の発表例

(見出し)

【警戒レベル3相当情報[洪水]】阿武隈川上流では、氾濫危険水位に到達する見込み

(主文)

【警戒レベル3相当】阿武隈川の須賀川水位観測所(須賀川市)では、12日22時頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位」に到達する見込みです。須賀川市では、阿武隈川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。

【警戒レベル3相当】阿武隈川の阿久津水位観測所(郡山市)では、12日22時頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位」に到達する見込みです。郡山市では、阿武隈川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。

【警戒レベル2相当】阿武隈川の二本松水位観測所(二本松市)では、12日19時40分頃に、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

【警戒レベル3相当】阿武隈川の福島水位観測所(福島市)では、12日22時頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位」に到達する見込みです。福島市では、阿武隈川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。

(雨量)

多いところで1時間に50ミリの雨が降っています。

この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	12日00時00分~12日19時50分 までの流域平均雨量	12日19時50分~12日22時50分 までの流域平均雨量の見込み
阿武隈川上流域	142ミリ	80ミリ

(水位)

阿武隈川上流の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m) 又は 流量(m ³ /s)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
須賀川 水位観測所 (須賀川市)	12日19時40分の状況	5.74	■	■		
	12日20時40分の予測	6.67	■	■		
	12日21時40分の予測	7.41	■	■	■	
	12日22時40分の予測	7.92	■	■	■	■
阿久津 水位観測所 (郡山市)	12日19時40分の状況	5.36	■	■		
	12日20時40分の予測	6.34	■	■		
	12日21時40分の予測	7.24	■	■	■	
	12日22時40分の予測	8.01	■	■	■	■
本宮 水位観測所 (本宮市)	12日19時40分の状況	4.47	■	■		
	12日20時40分の予測	5.37	■	■		
	12日21時40分の予測	6.26	■	■	■	
	12日22時40分の予測	7.10	■	■	■	■
二本松 水位観測所 (二本松市)	12日19時40分の状況	6.61	■	■		
	12日20時40分の予測	7.52	■	■		
	12日21時40分の予測	8.62	■	■	■	
	12日22時40分の予測	9.65	■	■	■	■
福島 水位観測所 (福島市)	12日19時40分の状況	2.52	■	■		
	12日20時40分の予測	3.66	■	■		
	12日21時40分の予測	4.88	■	■	■	
	12日22時40分の予測	6.19	■	■	■	■
伏黒 水位観測所 (伊達市)	12日19時40分の状況	1.42	■	■		
	12日20時40分の予測	-	■	■		
	12日21時40分の予測	-	■	■		
	12日22時40分の予測	-	■	■		

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位=計画高水位の場合は最大になります。

2. 合同説明会及び陳情書に関する事項

- ・令和3年5月10日付け陳情書事項5
- ・令和3年6月23日付け陳情書質問事項(8)(10)

○内水対策等に関する施策について

- ・100mm/h 安心プランの実施要綱や運用の概要、登録要件等を説明すること。
- ・特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案を説明すること。

【回 答】

資料のとおりです。

なお、100mm/h 安心プランは従前の計画を超える局地的な大雨(いわゆるゲリラ豪雨)による浸水被害に対して、被害の軽減を図るための取り組みを定めるものですが、河川の整備により水位を下げる、雨水貯留等により流出を抑制するなどの対策と効果的に連携することで、台風などによる洪水に対しても被害の軽減を図ることは可能と考えます。

また、特定都市河川浸水被害対策法等の法律が一部改正された背景には、全国各地で水災害が激甚化、頻発化しており、また気候変動の影響により、今後、降雨量や洪水発生頻度が増大することが懸念される状況にある中で、あらゆる関係者が協働して取り組む「**流域治水**」の実行性を高めていくための枠組の整備が必要とされています。

阿武隈川においては、流域住民の命と暮らしを守るため、「阿武隈川流域治水プロジェクト」を策定したところであり、実施にあたっては、関係機関と連携しながら住民等へ分かり易い説明に努めて参ります。

注) 質疑・質問事項は要約しています。

2. 合同説明会及び陳情書に関する事項

100mm/h安心プランの概要

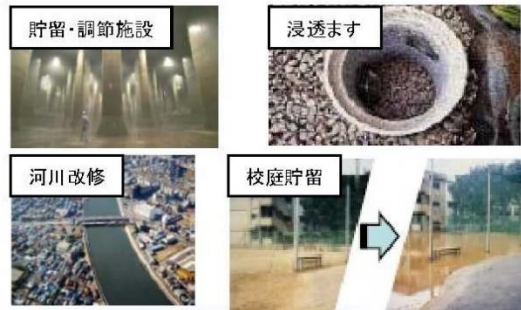
- ▶ 従来の計画降雨を超える、いわゆる「ゲリラ豪雨」に対し、住民が安心して暮らせるよう、関係分野の行政機関が役割分担し、住民(団体)や民間企業等の参画のもと、住宅地や市街地の浸水被害の軽減を図るために実施する取組を定めた計画を「100mm/h安心プラン」とする。
- ▶ 策定主体は市町村および河川管理者、下水道管理者等とし、水管理・国土保全局長において登録を行う。
- ▶ 登録した地域について、流域貯留浸透事業の交付要件を緩和することにより、計画的な流域治水対策の推進を図る。

●対象地域

河川事業および下水道事業が実施されている**住宅地や市街地の浸水被害の軽減**を図る地域

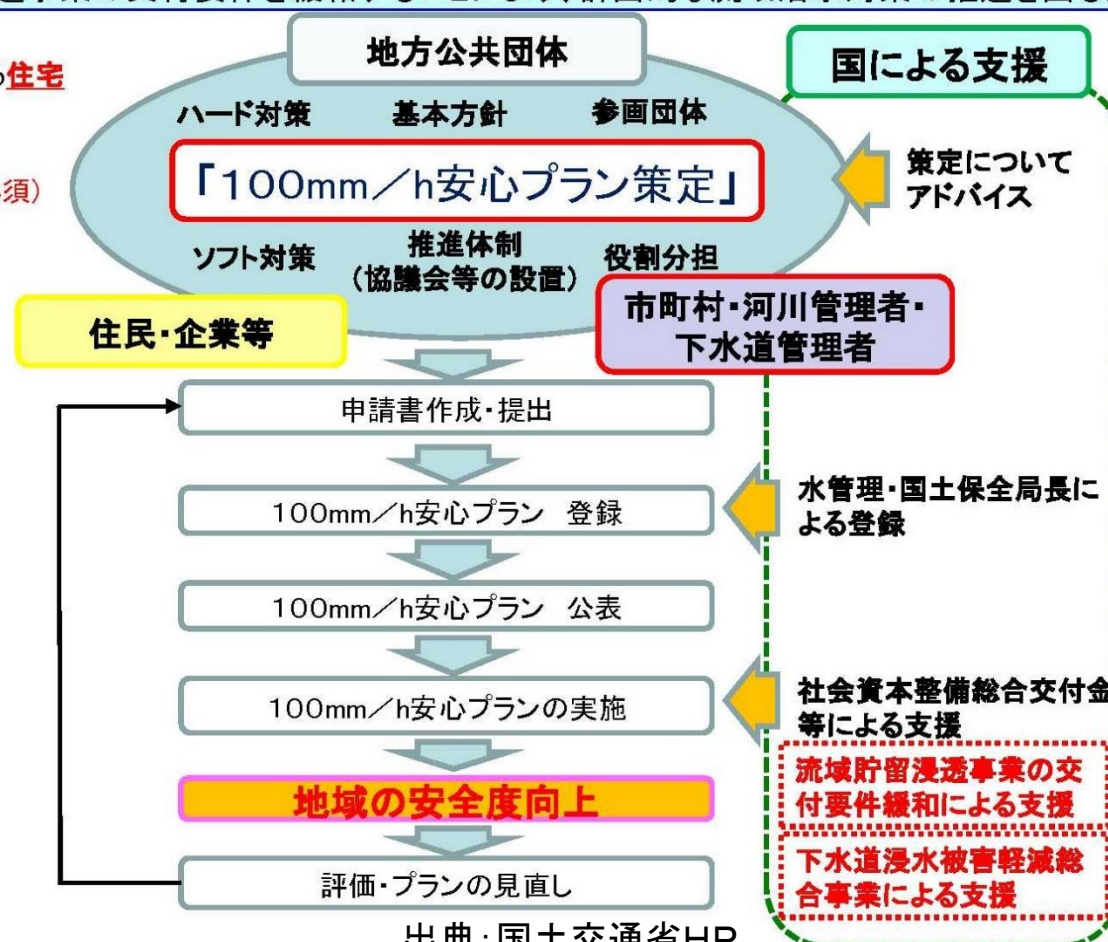
●計画策定主体

市町村および河川管理者、下水道管理者(必須)
住民(団体)、民間企業等(任意)



期待される効果

- 協議会等の設置により、関係機関が連携した強力な推進体制が確立される。
- 河川や下水道等の連携により一層の効果的な整備が可能
- 住民等の参加により、地域の防災への意識が高まる



出典: 国土交通省HP

● 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)

< 予算関連法律 >

背景・必要性

- 近年、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨等、全国各地で水災害が激甚化・頻発化
- 気候変動の影響により、21世紀末には、全国平均で降雨量1.1倍、洪水発生頻度2倍になるとの試算 (20世紀末比)

降雨量の増大等に対応し、ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国、流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高める法的枠組み「流域治水関連法」を整備する必要

法律の概要

1. 流域治水の計画・体制の強化 【特定都市河川法】

◆ 流域水害対策計画を活用する河川の拡大

- 市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、自然的条件により困難な河川を対象に追加(全国の河川に拡大)

◆ 流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実

- 国、都道府県、市町村等の関係者が一堂に会し、官民による雨水貯留浸透対策の強化、浸水エリアの土地利用等を協議
- 協議結果を流域水害対策計画に位置付け、確実に実施

2. 氾濫をできるだけ防ぐための対策

【河川法、下水道法、特定都市河川法、都市計画法、都市緑地法】

◆ 河川・下水道における対策の強化 ◎ 堤防整備等のハード対策を更に推進(予算)

- 利水ダムの事前放流の拡大を図る協議会(河川管理者、電力会社等の利水者等が参画)の創設 (※予算・税制)
- 下水道で浸水被害を防ぐべき目標降雨を計画に位置付け、整備を加速
- 下水道の樋門等の操作ルールの策定を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止

◆ 流域における雨水貯留対策の強化

- 貯留機能保全区域を創設し、沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保
- 都市部の緑地を保全し、貯留浸透機能を有するグリーンインフラとして活用
- 認定制度、補助、税制特例により、自治体・民間の雨水貯留浸透施設の整備を支援 (※予算関連・税制)

出典:国土交通省HP

● 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)

＜予算関連法律＞

3. 被害対象を減少させるための対策

【特定都市河川法、都市計画法、防災集団移転特別措置法、建築基準法】

◆ 水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫

- 浸水被害防止区域を創設し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認(許可制)
- 防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充等により、危険エリアからの移転を促進 (※予算関連)
- 災害時の避難先となる拠点の整備や地区単位の浸水対策により、市街地の安全性を強化 (※予算関連)

4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

【水防法、土砂災害防止法、河川法】

- 洪水等に対応したハザードマップの作成を中小河川等まで拡大し、リスク情報空白域を解消
- 要配慮者利用施設に係る避難計画・訓練に対する市町村の助言・勧告によって、避難の実効性確保
- 国土交通大臣による権限代行の対象を拡大し、災害で堆積した土砂の撤去、準用河川を追加



流域治水のイメージ

【目標・効果】 気候変動による降雨量の増加に対応した流域治水の実現

(KPI) ○浸水想定区域を設定する河川数: 2,092河川(2020年度) ⇒ 約17,000河川(2025年度)

出典:国土交通省HP

2. 合同説明会及び陳情書に関する事項

・令和3年6月23日付け陳情書質問事項(9)

○平成28年2月に国会報告された社会資本整備総合交付金について、国土交通省が会計検査院から指摘を受けた内容を説明すること。

※郡山市のゲリラ豪雨対策9年プランにも位置づけられている、逢瀬川築堤工事は上記交付金により実施。

【回 答】

会計検査院が平成27年度決算について17都道府県で調査を行い、事業の実施にあたり必要となる整備計画が適正に作成されていない、また基幹事業と一体となってその効果を一層高めるための効果促進事業において、一体性が確保されていない、また、事後評価等が適切に実施されていないなどの指摘がなされたものです。なお、福島県は調査の対象となっておらず、会計検査院から個別に指摘を受けているものではありません。

注) 質疑・質問事項は要約しています。

2. 合同説明会及び陳情書に関する事項

- ・令和3年5月10日付け陳情書事項3
- ・令和3年6月23日付け陳情書質問事項(11)

○郡山市西田町鬼生田地区で河道が湾曲しているため、上流で水害が発生する河川特性があることから、河道を直線に付け替える計画を策定し、イラストなどを作成し説明すること。

【回 答】

直線に付け替えする計画はありません。

湾曲部や狭窄部を開削、掘削した場合、上流への効果は期待できますが、下流部に負荷が及ぶことになるため、下流側から順に整備していく必要がありますが、阿武隈川の狭窄部は数十キロにも及び、対策には長い時間と多くの予算を必要とするため、困難です。

このことから、国土交通省としては、河道の特性を踏まえつつ、現在進めている河道掘削や遊水地等の洪水調節施設を組み合わせ「河川の水位を低下させる対策」が適当であると考えます。

注) 質疑・質問事項は要約しています。

2. 合同説明会及び陳情書に関する事項

・令和3年6月23日付け陳情書質問事項(13)

○阿武隈川流域治水対策と信濃川流域治水対策の進捗状況の違いを説明すること。

【回答】

阿武隈川においては、盆地と狭窄部が連続する地形特性や、河川沿いに主要な都市が形成されている特徴などを踏まえ、河道掘削や遊水地等の整備による水位を下げる対策を、信濃川でも河道掘削などにより水位を下げる対策をそれぞれ令和10年度、令和9年度の完成を目指し進めております。(流域治水対策⇒緊急治水対策プロジェクトと認識)

・令和3年6月23日付け陳情書質問事項(14)

注) 質疑・質問事項は要約しています。

○近畿地方整備局福知山河川国道事務所、京都府中丹西土木事務所、福知山市が連携して行った調整池等整備の事例を説明すること。

【回答】

由良川(国管理)と山地に挟まれた京都府福知山市では、H26.8に福山市街地を中心に集中的な降雨があり、由良川の支川である弘法川や法川(ともに京都府管理)流域で外水や内水はん濫が発生し、床上・下あわせて3千戸を超える浸水被害が発生しました。

この豪雨被害を受け、同程度の降雨が発生した場合に床上浸水被害を防止することを短期(概ね5ヶ年程度)の目標とし、各機関が役割分担して総合的な治水対策を実施しています。

このうち国は国管理の排水機場の増強、京都府は支川の改修と貯留施設(調節池)の整備、また、福知山市では下水道ポンプの増強、流域全体における貯留施設等(調整池の整備やため池の改良)の整備を行っています。

注) 質疑・質問事項は要約しています。 24

2. 合同説明会及び陳情書に関する事項

福知山市域における総合的な治水対策について

R2.5.11

- H26. 8の豪雨被害を受け、国、京都府、福知山市が連携し、排水機場整備、法川・弘法川の改修、調節池・ため池整備など、総合的な治水対策をH27年度から実施。
- R2出水期前の5月末で整備が概ね完了。
- これにより、H26. 8豪雨と同規模の降雨に対して、床上浸水被害を概ね解消。

【国による整備】

法川排水機場



弘法川排水機場



【京都府による整備】

弘法川

【整備後】



【整備前】



新荒河排水機場・荒河調節池



【福知山市による整備】

桃池調整池



草池調整池



出典：福知山河川国道事務所HP

2. 合同説明会及び陳情書に関する事項

・令和3年6月23日付け陳情書質問事項(15)

○所管官庁として、越水後の対応が適切、適正なのか説明すること。

【回 答】

越水後の対応については、自治体が評価するものと考えます。

注) 質疑・質問事項は要約しています。

・令和3年6月23日付け陳情書質問事項(16)

○令和元年東日本台風における、ホットラインの実施、排水機場、排水ポンプ車の稼働状況の説明をすること。

【回 答】

資料のとおりです。

注) 質疑・質問事項は要約しています。

市町村長に対しホットラインによる情報提供

■流域自治体13市町村と計69回のホットラインによる情報提供を実施。

■避難勧告等の発令の判断を支援するため、今後の水位の見通しや過去の大洪水時における状況や被災後の支援等を事務所長から市町村長へ直接伝達。



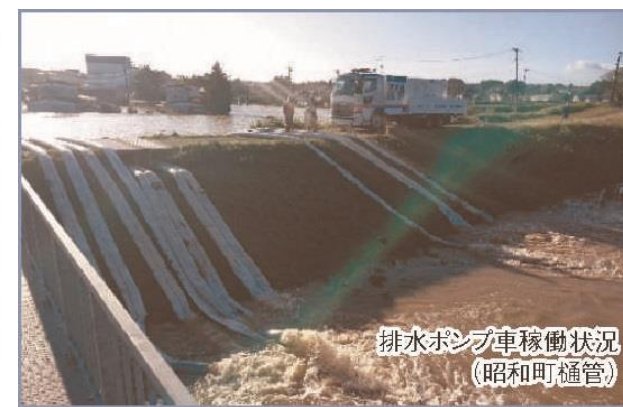
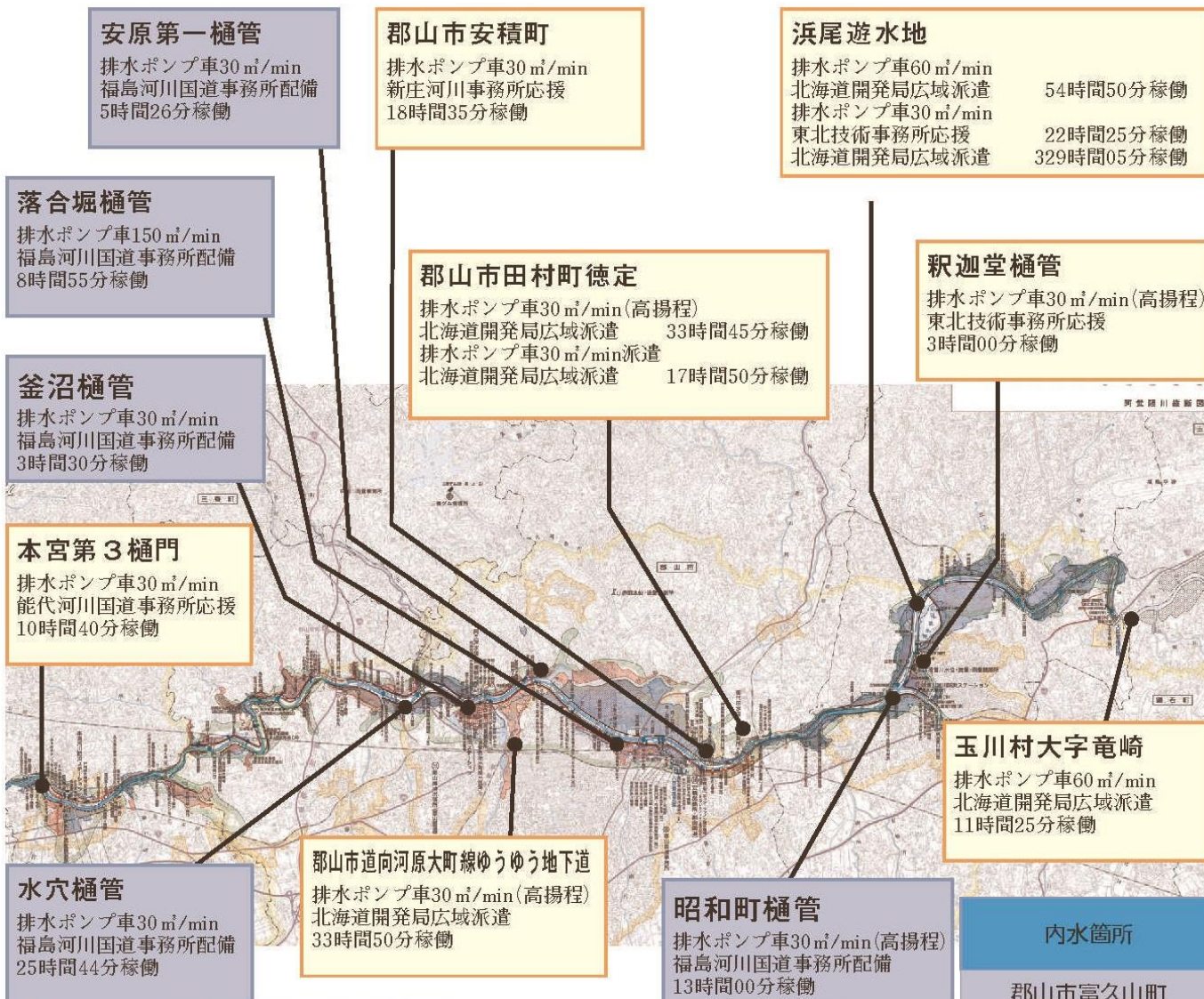
ホットラインの実施状況

市町村名	実施回数	市町村名	実施回数	市町村名	実施回数
福島市	11	玉川村	5	鏡石町	1
郡山市	11	桑折町	4		
須賀川市	11	国見町	3	合計	69
本宮市	6	矢吹町	3		
二本松市	5	川俣町	2		
伊達市	5	大玉村	2		

出典：福島河川国道事務所HP

2. 合同説明会及び陳情書に関する事項

※郡山出張所管内



排水ポンプ車の稼働状況

排水機場(ポンプ)の稼働状況

内水管所	配備箇所	ポンプ能力 m ³ /s	稼働時間
郡山市富久山町	愛宕川排水機場	6	17時間19分
郡山市阿久津町	館下排水機場	4	17時間57分
郡山市安積町日出山	南川排水機場	2	5時間01分

出典: 福島河川国道事務所HP

2. 合同説明会及び陳情書に関する事項

・令和3年6月23日付け陳情書質問事項(17)

○令和元年東日本台風において福島河川国道事務所が発表した防災情報(第10報)において、逢瀬川の堤防を越水後も排水機場や排水ポンプ車にて内水排水をしていたことから、国の対応に不備があることを説明すること。

【回 答】

国が管理する排水機場では、計画高水位の超過を受けて排水を停止しており、記者発表時点では既に排水を停止していましたので、訂正します。

なお、排水ポンプ車については、阿久津観測所において氾濫危険水位7.9m(標高224.5m)を超える恐れがあったことから作業員の安全確保のため作業員は退避しましたが、内水状況からポンプを稼働したまま退避しています。その後、水位が上昇し計画高水位を超えたためポンプ停止を試みましたが、現地に近づける状態ではなかったため、作業員が排水ポンプを安全に停止できる水位まで排水停止ができない状況となりました。

注) 質疑・質問事項は要約しています。

2. 合同説明会及び陳情書に関する事項

・令和3年6月23日付け陳情書質問事項(18)

○令和元年東日本台風において郡山市と事前に確認した内容を時系列に整理し、説明すること。
(排水機場の運転や排水樋管の操作、大型土のうの設置や排水ポンプ車の事前配備など)

【回 答】

正確な記録が残っていないため、日時等はお示しできませんが、以下を確認しております。

- ・台風に備えて、郡山市に操作委託を行っている愛宕川排水機場の点検について。
- ・御代田地区へ大型土のうの設置について。
- ・排水ポンプ車の事前配備について。

注) 質疑・質問事項は要約しています。